

公益財団法人東京都農林水産振興財団
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要綱

平成 28 年 4 月 1 日付 28 農振財森第 27 号
一部改正 平成 29 年 3 月 31 日付 28 農振財森第 1575 号

(趣旨)

第 1 東京の森林の循環を推進するためには、東京の木多摩産材（東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材。以下「多摩産材」という。）の利用が不可欠であり、安定的な利用を確保するためには、多摩産材の認知度を向上させるとともに、木の良さや利用意義等を都民に広く普及し、木材利用の意識を向上させる必要がある。

このため、本事業は、人が多く集まりにぎわう都内の商業施設や交通機関等の施設（以下「にぎわい施設」という。）において、多摩産材の効果的な利用を支援することにより、多摩産材の認知度を向上させ、都民の木材利用の意識向上を図ることを目的とするものである。

(支援の対象者)

第 2 支援の対象者は、都内において、にぎわい施設を運営する民間事業者で、事業終了後も木の良さや多摩産材の利用意義等について都民に継続的に P R を行う者とする。

(支援の対象事業)

第 3 支援の対象となる事業は、にぎわい施設における多摩産材を活用した以下の事業とする。

- (1) 壁、床、天井等の内装及び外装の木質化
- (2) 木製什器の設置
- (3) (1) 及び (2) 以外での多摩産材の効果的な活用

(事業の内容)

第 4 事業の実施に当たっては、東京都と公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）とで出えん契約を締結した内容とする。

財団は、東京都からの出えん金を財源として、第 2 に規定する者が第 3 に規定する事業を実施する場合に、多摩産材の活用に係る工事費等の一部を補助する。

(推進支援体制等)

第5 財団は、地域の実情に応じた円滑かつ適正な事業推進を図るため、東京都と連携し事業推進に努めるものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。